

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十七条まで（現行のとおり）</p> <p>（開発事業者の責務）</p> <p>第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>第十七条の三から第十八条まで（現行のとおり）</p> <p>（配慮指針の作成）</p> <p>第十九条 知事は、建築主が、当該建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、エネルギーの使用の合理化に関する性能の基準（以下この節において「省エネルギー性能基準」という。）に適合するための措置、再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討方法その他の事項についての指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。</p> | <p>目次（略）</p> <p>第一条から第十七条まで（略）</p> <p>（開発事業者の責務）</p> <p>第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築若しくは増築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>第十七条の三から第十八条まで（略）</p> <p>（配慮指針の作成）</p> <p>第十九条 知事は、規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が、当該特定建築物及びその敷地（以下「特定建築物等」という。）に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、エネルギーの使用の合理化に関する性能の基準（以下この節において「省エネルギー性能基準」という。）に適合するための措置、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る措置に関する検討方法その他の事項についての指針（以下「配</p> |

2及び3（現行のとおり）

（配慮指針に基づく環境配慮の措置）

第二十条 規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、当該特定建築物及びその敷地（以下「特定建築物等」という。）について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

（再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討）

第二十条の二 特定建築主は、配慮指針に基づき、特定建築物等について、再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討を行わなければならない。

（省エネルギー性能基準の順守）

第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）について、規則で定める省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。

（エネルギー有効利用計画書との整合）

第二十条の四 特定開発事業者である規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）の新築等をしよう

（配慮指針」という。）を定めるものとする。

2及び3（略）

（配慮指針に基づく環境配慮の措置）

第二十条 規則で定める規模を超える特定建築物（以下「大規模特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「大規模特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物及びその敷地（以下「大規模特定建築物等」という。）について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

（再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討）

第二十条の二 大規模特定建築主は、配慮指針に基づき、大規模特定建築物等について、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る措置の検討を行わなければならない。

（省エネルギー性能基準の順守）

第二十条の三 規則で定める規模を超える大規模特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）の新築等をしようとする大規模特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）は、配慮指針で定めるところにより、当該特別大規模特定建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）について、規則で定める省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。

（エネルギー有効利用計画書との整合）

第二十条の四 特定開発事業者である特別大規模特定建築主は、特別大規模特定建築物（第十七条の四に規定する用途の部分に限り、同

とする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）は、特別大規模特定建築物（第十七条の四に規定する用途の部分に限り、同条に規定する種類の建築物を除く。）について、同条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上のエネルギーの使用の合理化に関する性能を確保するよう措置を講じるものとする。

（建築物環境計画書の作成等）

第二十一条 特定建築主は、規則で定めるところにより、特定建築物（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 建築物等の名称及び所在地
- 三 建築物等の概要
- 四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置
- 五 前号に掲げる措置についての取組状況の評価
- 六 第二十条の二の規定による再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況

条に規定する種類の建築物を除く。）について、同条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上のエネルギーの使用の合理化に関する性能を確保するよう措置を講じるものとする。

（建築物環境計画書の作成等）

第二十一条 大規模特定建築主は、規則で定めるところにより、大規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であつて規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 特定建築物等の名称及び所在地
- 三 特定建築物等の概要
- 四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置
- 五 前号に掲げる措置についての取組状況の評価
- 六 第二十条の二の規定による再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況

七 省エネルギー性能基準に対する適合状況

八 特定開発事業者である特別大規模特定建築主にあつては、前条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(建築物環境計画書の任意提出)

第二十一条の二 建築主(特定建築主を除く。)は、規則で定めるところにより、建築物(規則で定める種類の建築物を除く。)及びその敷地について、前条の建築物環境計画書を作成し、知事に提出することができる。

2 (現行のとおり)

第二十一条の三 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第二十二条 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十一条第一号又は第三号から第九号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当

七 特別大規模特定建築主にあつては、省エネルギー性能基準に対する適合状況

八 特定開発事業者である特別大規模特定建築主にあつては、前条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(建築物環境計画書の任意提出)

第二十一条の二 特定建築主(大規模特定建築主を除く。)は、規則で定めるところにより、特定建築物等について、前条の建築物環境計画書を作成し、知事に提出することができる。

2 (略)

第二十一条の三 (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第二十二条 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該特定建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十一条第一号又は第三号から第九号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、当該建築物等の新築等中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

- 3) 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(工事完了の届出等)

第二十三条 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出(前条第一項の規定による変更の届出を含む。)を行つた建築主(以下「計画書等提出建築主」という。)は、建築物等の新築等に係る工事(前条第一項の変更する事項に係る工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

## 2及び3 (現行のとおり)

(表示基準及び評価書作成基準の作成)

第二十三条の二 知事は、建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物(以下「マンション」という。)及びその敷地に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該マンション及びその敷地の環境への配慮に係る性能(以下「マンション環境性能」という。)の評価を記載した標章(以下「マンション環境性能表示」という。)の表示方法その他の事項に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めるものとする。

- 2) 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(工事完了の届出等)

第二十三条 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出(前条第一項の規定による変更の届出を含む。)を行つた特定建築主(以下「計画書等提出特定建築主」という。)は、特定建築物等の新築等に係る工事(前条第一項の変更する事項に係る工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

## 2及び3 (略)

(表示基準及び評価書作成基準の作成)

第二十三条の二 知事は、特定建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの(以下「特定マンション」という。)及びその敷地に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特定マンション及びその敷地の環境への配慮に係る性能(以下「マンション環境性能」という。)の評価を記載した標章(以下「マンション環境性能表示」という。)の表示方法その他の事項に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めるものとする。

2 知事は、特別大規模特定建築物（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地（以下「特別大規模特定建築物等」という。）に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物等の環境への配慮のための措置に関する性能の評価を記載した書面（以下「環境性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準（以下「評価書作成基準」という。）を定めるものとする。

3 （現行のとおり）

（特定マンションの環境性能の表示等）

第二十三条の三 規則で定める規模のマンション（以下「特定マンション」という。）に係る第二十一条の規定による建築物環境計画書の提出（第二十一条第一項の規定による変更の届出を含む。）を行った特定建築主（以下「特定マンション建築主」という。）は、当該特定マンションの販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合において当該販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を受けた者（以下「マンション販売等受託者」という。）が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させなければならない。ただし、規則で定める広告については、表示し、又は表示させることを省略することができる。

2 知事は、特別大規模特定建築物に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の評価を記載した書面（以下「省エネルギー性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準（以下「評価書作成基準」という。）を定めるものとする。

3 （略）

（特定マンションの環境性能の表示等）

第二十三条の三 特定マンションに係る計画書等提出特定建築主（以下「特定マンション建築主」という。）は、当該特定マンションの販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合において当該販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を受けた者（以下「マンション販売等受託者」という。）が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させなければならない。ただし、規則で定める広告については、表示し、又は表示させることを省略することができる。

2 から 4 まで (現行のとおり)

(マンションの環境性能の任意表示)

第二十三条の三の二 マンションに係る計画書等提出建築主(以下「マンション建築主」という。)(特定マンション建築主を除く。)は、当該マンションの販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合においてマンション販売等受託者が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させることができる。

2 前条第一項(ただし書に限る。)から第四項までの規定は、前項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させるマンション建築主について準用する。

(環境性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、特別大規模特定建築物等について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき環境性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、環境性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

2 から 4 まで (略)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、特別大規模特定建築物(住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。)について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき省エネルギー性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、省エネルギー性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合

- 一 特別大規模特定建築物等の全部又は一部を売却する場合 買受人
- 二 特別大規模特定建築物等の全部又は一部を賃貸する場合 賃借人
- 三 特別大規模特定建築物等の全部又は一部に係る信託の受益権を譲渡する場合 譲受人

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、前項の規定による環境性能評価書の交付を行ったときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に対して届け出なければならない。

(マンション環境性能及び環境性能評価書の説明)

第二十三条の五 マンション建築主及びマンション販売等受託者は、マンションを販売し、又は賃貸しようとするときは、当該マンションを購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該マンション及びその敷地に係るマンション環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、環境性能評価書を交付するときは、前条第一項各号に掲げる者に対して、当該環境性能評価書の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示及び環境性能評価書の変更)

第二十三条の六 第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境

については交付を省略することができる。

- 一 特別大規模特定建築物の全部又は一部を売却する場合 買受人
- 二 特別大規模特定建築物の全部又は一部を賃貸する場合 賃借人
- 三 特別大規模特定建築物の全部又は一部に係る信託の受益権を譲渡する場合 譲受人

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、前項の規定による省エネルギー性能評価書の交付を行ったときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に対して届け出なければならない。

(マンション環境性能及び省エネルギー性能評価書の説明)

第二十三条の五 特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、特定マンションを販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定マンションを購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、省エネルギー性能評価書を交付するときは、前条第一項各号に掲げる者に対して、当該省エネルギー性能評価書の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更)

第二十三条の六 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の

性能表示を表示し、又は表示させた特定マンション建築主及び第二十三条の三の二第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたマンション建築主（以下「マンション環境性能表示建築主」という。）は、当該各項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、当該マンション環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、変更後のマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 マンション環境性能表示建築主は、第二十三条の三第一項又は第二十三条の三の二第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 （現行のとおり）

4 マンション環境性能表示建築主及びマンション販売等受託者は、第一項の変更が生じたときは、マンションを購入し、若しくは賃借しようとする者又は購入し、若しくは賃借した者に対して、当該変更の内容を説明するよう努めなければならない。

5 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、環境性能評価書を交付した後に、当該環境性能評価書の内容に変更が生じたときは、当該環境性能評価書を交付した者に、変更後の環境性能評価書の交付及び当該変更の内容の説明を行うよう努めなければならない。

規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、当該マンション環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、変更後のマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 （略）

4 特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、第一項の変更が生じたときは、特定マンションを購入し、若しくは賃借しようとする者又は購入し、若しくは賃借した者に対して、当該変更の内容を説明するよう努めなければならない。

5 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、省エネルギー性能評価書を交付した後に、当該省エネルギー性能評価書の内容に変更が生じたときは、当該省エネルギー性能評価書を交付した者に、変更後の省エネルギー性能評価書の交付及び当該変更の内容の説明を行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、建築主に対し、当該建築物等について第二十条又は第二十条の二(第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。)に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーの利用に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主又はマンション販売等受託者に対し、そのマンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項、第二十三条の五第一項又は前条第四項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

3 知事は、特定建築主に対し、その特定建築物について第二十条の三に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物の省エネルギー性能基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

4 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物又はその特別大規模特定建築物等について第二十条の四、第二十三条の四第一項、第二十

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定建築主に対し、当該特定建築物等について第二十条又は第二十条の二(第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。)に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、特定マンション建築主又はマンション販売等受託者に対し、その特定マンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項、第二十三条の五第一項又は前条第四項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

3 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物について第二十条の三、第二十条の四、第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は

三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保する措置及び環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(勸告)

第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第十二条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第二十三条の三第三項(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の四第二項若しくは第二十三条の六第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、建築主が、正当な理由なく前条第一項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該建築物等の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 知事は、マンション環境性能表示建築主が、正当な理由なく前条第二項の規定による指導及び助言(第二十三条の三第一項及び第二十三条の三の二第一項に規定する措置に係るものに限る。)に従わ

前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特別大規模特定建築物の省エネルギー性能基準への適合、第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保する措置及び省エネルギー性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(勸告)

第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の三第三項、第二十三条の四第二項若しくは第二十三条の六第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第一項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該特定建築物等の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 知事は、特定マンション建築主が、正当な理由なく前条第二項の規定による指導及び助言(第二十三条の三第一項に規定する措置に係るものに限る。)に従わず、かつ、第二十三条の三第一項の規定に

ず、かつ、第二十三条の三第二項及び第二十三条の三の二第二項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該マンション環境性能表示建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

4 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十条の三に規定する措置が省エネルギー性能基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第四項の規定による指導及び助言（第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の規定による交付を行わないとき又は交付する環境性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第二十五条の二から第百五十二条の二まで（現行のとおり）

（立入調査）

第百五十三条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

よる表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定マンション建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

4 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言（第二十条の三に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十条の三に規定する措置が省エネルギー性能基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言（第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の規定による交付を行わないとき又は交付する省エネルギー性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第二十五条の二から第百五十二条の二まで（略）

（立入調査）

第百五十三条（略）

2（略）

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 及び 5 (現行のとおり)

第百五十四条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 (現行のとおり)

第百五十六条から第百六十五条まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は省エネルギー性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 及び 5 (略)

第百五十四条 (略)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 (略)

第百五十六条から第百六十五条まで (略)

別表第一 (略)

別表第二 指定作業場 (第二条関係)

一 から二十五まで (現行のとおり)

二十六 ボイラー (熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本産業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの (いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの) を除く。) を有する事業場

二十七 から三十二まで (現行のとおり)

別表第三から別表第六まで (現行のとおり)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準 (第六十八条関係)

一 ばい煙

(一) いおう酸化物

ア 工場

(現行のとおり)

備考 いおう酸化物の排出量は、次の各号のいずれかの方法により算出されたものとする。

一 日本産業規格K〇一〇三に定める方法によつて測定したいおう酸化物の濃度及び次に掲げるいずれかの方法により算定した排出ガス量により算出する方法

(一) 次に掲げる算式により排出ガス量を算定する方法

別表第二 指定作業場 (第二条関係)

一 から二十五まで (略)

二十六 ボイラー (熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの (いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの) を除く。) を有する事業場

二十七 から三十二まで (略)

別表第三から別表第六まで (略)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準 (第六十八条関係)

一 ばい煙

(一) いおう酸化物

ア 工場

(略)

備考 いおう酸化物の排出量は、次の各号のいずれかの方法により算出されたものとする。

一 日本工業規格K〇一〇三に定める方法によつて測定したいおう酸化物の濃度及び次に掲げるいずれかの方法により算定した排出ガス量により算出する方法

(一) 次に掲げる算式により排出ガス量を算定する方法

$$G = \{G_0 + (m - 1) \times A_0\} \times W$$

この式において、G、G<sub>0</sub>、A<sub>0</sub>、W及びmは、それぞれ次の値を表すものとする。この場合において、G<sub>0</sub>、A<sub>0</sub>及びmは、日本産業規格B八二二二又はZ八八〇八に定める方法等適当であると認められる方法により算定され、Wは、日本産業規格Z八七六二又はZ八七六三に定める方法等適当であると認められる方法により測定されたものとする。

G 乾き排出ガス量（単位 標準状態に換算した単位時間当たりの立方メートル）

G<sub>0</sub> 燃料の量一単位当たりの理論乾き排出ガス量（単位 標準状態に換算した立方メートル）

A<sub>0</sub> 燃料の量一単位当たりの理論空気量（単位 標準状態に換算した立方メートル）

W 単位時間当たりの燃料の使用量

m 空気比

(一) 出力の大きさと日本産業規格Z八八〇八に定める方法により測定された排出ガスの量との間に認められる相関関係を用いて、出力の大きさから排出ガス量を算定する方法（発電のみに供するボイラーの排出ガス量を算定する場合に限る。）

(二) 日本産業規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量を測定し算定する方法

二 日本産業規格K二三〇一、K二五四一又はM八八一三に定

$$G = \{G_0 + (m - 1) \times A_0\} \times W$$

この式において、G、G<sub>0</sub>、A<sub>0</sub>、W及びmは、それぞれ次の値を表すものとする。この場合において、G<sub>0</sub>、A<sub>0</sub>及びmは、日本工業規格B八二二二又はZ八八〇八に定める方法等適当であると認められる方法により算定され、Wは、日本工業規格Z八七六二又はZ八七六三に定める方法等適当であると認められる方法により測定されたものとする。

G 乾き排出ガス量（単位 標準状態に換算した単位時間当たりの立方メートル）

G<sub>0</sub> 燃料の量一単位当たりの理論乾き排出ガス量（単位 標準状態に換算した立方メートル）

A<sub>0</sub> 燃料の量一単位当たりの理論空気量（単位 標準状態に換算した立方メートル）

W 単位時間当たりの燃料の使用量

m 空気比

(一) 出力の大きさと日本工業規格Z八八〇八に定める方法により測定された排出ガスの量との間に認められる相関関係を用いて、出力の大きさから排出ガス量を算定する方法（発電のみに供するボイラーの排出ガス量を算定する場合に限る。）

(二) 日本工業規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量を測定し算定する方法

二 日本工業規格K二三〇一、K二五四一又はM八八一三に定



|                         |          |          |
|-------------------------|----------|----------|
| 二<br>（現行のとおり）<br>から十四まで | （現行のとおり） | （現行のとおり） |
|-------------------------|----------|----------|

付表第三一（現行のとおり）

- ばいじん
  - ア 工場
    - ① 総排出量に係る基準

|          |
|----------|
| （現行のとおり） |
|----------|

備考

- 一（現行のとおり）
- 二 ばいじんの量の測定は、日本産業規格 Z 八八〇八に定める方法による。

付表（現行のとおり）

- ① ばい煙施設に係る基準

| 第一欄      | 第二欄      | 第三欄      |
|----------|----------|----------|
| （現行のとおり） | （現行のとおり） | （現行のとおり） |

備考

- 一 この表の第二欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \times C_s$$

|                    |     |     |
|--------------------|-----|-----|
| 二<br>（略）<br>から十四まで | （略） | （略） |
|--------------------|-----|-----|

付表第三一（略）

- ばいじん
  - ア 工場
    - ① 総排出量に係る基準

|     |
|-----|
| （略） |
|-----|

備考

- 一（略）
- 二 ばいじんの量の測定は、日本工業規格 Z 八八〇八に定める方法による。

付表（略）

- ① ばい煙施設に係る基準

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|-----|-----|-----|
| （略） | （略） | （略） |

備考

- 一 この表の第二欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \times C_s$$

この式において、 $C$ 、 $On$ 、 $Os$ 及び $Cs$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $C$  ばいじんの量 (単位 グラム)
- $On$  この表の第一欄に掲げる施設ごとの同表の第三欄に掲げる値。ただし、同欄に $Os$ とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとの $Os$ と同じ値とする。
- $Os$  総排出物中の酸素の濃度 (当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単位 百分率)
- $Cs$  ~~日本産業規格Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)~~

二から四まで (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 窒素酸化物

| 第一欄      | 第二欄      | 第三欄      |
|----------|----------|----------|
| (現行のとおり) | (現行のとおり) | (現行のとおり) |

備考

一から六まで (現行のとおり)

七 この表の第二欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算

この式において、 $C$ 、 $On$ 、 $Os$ 及び $Cs$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $C$  ばいじんの量 (単位 グラム)
- $On$  この表の第一欄に掲げる施設ごとの同表の第三欄に掲げる値。ただし、同欄に $Os$ とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあつては、当該施設ごとの $Os$ と同じ値とする。
- $Os$  総排出物中の酸素の濃度 (当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単位 百分率)
- $Cs$  ~~日本工業規格Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)~~

二から四まで (略)

イ (略)

ロ 窒素酸化物

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |

備考

一から六まで (略)

七 この表の第二欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算

出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
- O<sub>n</sub> この表の第一欄に掲げる施設ごとの同表第三欄に掲げる値
- O<sub>s</sub> 総排出物中の酸素濃度 (当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単位百分率)
- C<sub>s</sub> 日本産業規格 K〇一〇四 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を標準状態における排ガス一立方メートル中の量に換算したもの (単位 立方センチメートル)

二 粉じん

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| (現行のとおり) | (現行のとおり) | (現行のとおり) |
|----------|----------|----------|

備考 粉じんの測定は、日本産業規格 Z 八八〇八 に定める方法による。

三 有害ガス

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| (現行のとおり) | (現行のとおり) | (現行のとおり) |
|----------|----------|----------|

備考 有害ガスを測定する方法は次に掲げる方法とする。

- 一 弗<sup>ち</sup>素及びその化合物 日本産業規格 K〇一〇五 に定める方

出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
- O<sub>n</sub> この表の第一欄に掲げる施設ごとの同表第三欄に掲げる値
- O<sub>s</sub> 総排出物中の酸素濃度 (当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単位百分率)
- C<sub>s</sub> 日本工業規格 K〇一〇四 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を標準状態における排ガス一立方メートル中の量に換算したもの (単位 立方センチメートル)

二 粉じん

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

備考 粉じんの測定は、日本工業規格 Z 八八〇八 に定める方法による。

三 有害ガス

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

備考 有害ガスを測定する方法は次に掲げる方法とする。

- 一 弗<sup>ち</sup>素及びその化合物 日本工業規格 K〇一〇五 に定める方

法

- 二 シアン化水素 日本産業規格 K〇一〇九に定める方法
- 三 ホルムアルデヒド 日本産業規格 K〇三〇三に定める方法
- 四 塩化水素 日本産業規格 K〇一〇七に定める方法
- 五 アクロレイン 日本産業規格 K〇〇八九に定める方法
- 六 塩素 日本産業規格 K〇一〇六に定める方法
- 七 臭素及びその化合物 日本産業規格 K〇〇八五に定める方法。  
ただし、臭化メチルにあつては、日本産業規格 K〇一一四  
又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法
- 八 窒素酸化物 日本産業規格 K〇一〇四に定める方法
- 九 フェノール 日本産業規格 K〇〇八六に定める方法
- 十 硫酸（三酸化いおうを含む。） 日本産業規格 K〇一〇三に  
定める方法
- 十一 クロム化合物 日本産業規格 K〇一〇二・65・2に定め  
る方法
- 十二 （現行のとおり）
- 十三 ピリジン 日本産業規格 K〇〇八七に定める方法
- 十四 スチレン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K  
〇一二三に定める方法
- 十五 エチレン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K  
〇一二三に定める方法
- 十六 二硫化炭素 日本産業規格 K〇〇九一に定める方法

法

- 二 シアン化水素 日本工業規格 K〇一〇九に定める方法
- 三 ホルムアルデヒド 日本工業規格 K〇三〇三に定める方法
- 四 塩化水素 日本工業規格 K〇一〇七に定める方法
- 五 アクロレイン 日本工業規格 K〇〇八九に定める方法
- 六 塩素 日本工業規格 K〇一〇六に定める方法
- 七 臭素及びその化合物 日本工業規格 K〇〇八五に定める方  
法。ただし、臭化メチルにあつては、日本工業規格 K〇一一四  
又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法
- 八 窒素酸化物 日本工業規格 K〇一〇四に定める方法
- 九 フェノール 日本工業規格 K〇〇八六に定める方法
- 十 硫酸（三酸化いおうを含む。） 日本工業規格 K〇一〇三に  
定める方法
- 十一 クロム化合物 日本工業規格 K〇一〇二・65・2に定め  
る方法
- 十二 （略）
- 十三 ピリジン 日本工業規格 K〇〇八七に定める方法
- 十四 スチレン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K  
〇一二三に定める方法
- 十五 エチレン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K  
〇一二三に定める方法
- 十六 二硫化炭素 日本工業規格 K〇〇九一に定める方法

- 十七 クロロピクリン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法
- 十八 ジクロロメタン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法
- 十九 一・二シクロロエタン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法
- 二十 クロロホルム 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法
- 二十一 塩化ビニルモノマー 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法
- 二十二 酸化エチレン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三に定める方法により臭化水素酸で臭素化したニブプロモエタノールを分析する方法
- 二十三 砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物 日本産業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十四 マンガン及びその化合物 日本産業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十五 ニッケル及びその化合物 日本産業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十六 カドミウム及びカドミウム化合物 日本産業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十七 鉛及びその化合物 日本産業規格 K〇〇八三に定める方法

- 十七 クロロピクリン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法
- 十八 ジクロロメタン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法
- 十九 一・二シクロロエタン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法
- 二十 クロロホルム 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法
- 二十一 塩化ビニルモノマー 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法
- 二十二 酸化エチレン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三に定める方法により臭化水素酸で臭素化したニブプロモエタノールを分析する方法
- 二十三 砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物 日本工業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十四 マンガン及びその化合物 日本工業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十五 ニッケル及びその化合物 日本工業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十六 カドミウム及びカドミウム化合物 日本工業規格 K〇〇八三に定める方法
- 二十七 鉛及びその化合物 日本工業規格 K〇〇八三に定める方法

方法

二十八 メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル及びヘキサシラン 日本産業規格 K〇一一四又は日本産業規格 K〇一二三 に定める方法

二十九 ベンゼン 日本産業規格 K〇〇八八に定める方法

三十 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン 日本産業規格 K〇三〇五に定める方法

四 汚水

(一) (現行のとおり)

(二) 有害物質、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量を除く項目に係る基準  
ア 工場に係る基準

(現行のとおり)

備考

一 及び二 (現行のとおり)

三 有害物質、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ)。

(一) 外観 日本産業規格 K〇一〇二・8 に定める方法

(二) (現行のとおり)

方法

二十八 メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル及びヘキサシラン 日本工業規格 K〇一一四又は日本工業規格 K〇一二三 に定める方法

二十九 ベンゼン 日本工業規格 K〇〇八八に定める方法

三十 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン 日本工業規格 K〇三〇五に定める方法

四 汚水

(一) (略)

(二) 有害物質、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量を除く項目に係る基準  
ア 工場に係る基準

(略)

備考

一 及び二 (略)

三 有害物質、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ)。

(一) 外観 日本工業規格 K〇一〇二・8 に定める方法

(二) (略)

- ㉔ 温度 日本産業規格 K 〇一〇二・ 7・ 2 に定める方法
- ㉕ (現行のとおり)
- イ (現行のとおり)
- ㉖ (現行のとおり)

五 騒音

|          |              |   |
|----------|--------------|---|
| 区域の区分    | 時間の区分        | 工場及<br>作業場<br>の境界<br>線にお<br>ける<br>音単位<br>の値 |
| (現行のとおり) | (現行のと<br>おり) | (現行のと<br>おり)                                |

備考

- 一及び二 (現行のとおり)
- 三 騒音の測定方法は、日本産業規格 Z 八七三一 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
- (一) から ㉔ まで (現行のとおり)

六 振動

- ㉔ 温度 日本工業規格 K 〇一〇二・ 7・ 2 に定める方法
- ㉕ (略)
- イ (略)
- ㉖ (略)

五 騒音

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 区域の区分 | 時間の区分 | 工場及<br>作業場<br>の境界<br>線にお<br>ける<br>音単位<br>の値 |
| (略)   | (略)   | (略)   |

備考

- 一及び二 (略)
- 三 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 八七三一 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
- (一) から ㉔ まで (略)

六 振動

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| 区域の区分    | 時間の区分    | 工場の境界と作業場及び隣接地との敷地指定線における振動の大きさ(単位:デシベル) |
| (現行のとおり) | (現行のとおり) | (現行のとおり)                                 |

備考

一及び二 (現行のとおり)

三 振動の測定方法は、日本産業規格Z八七三五に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

(一)から(四)まで (現行のとおり)

七 (現行のとおり)

別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 区域の区分 | 時間の区分 | 工場の境界と作業場及び隣接地との敷地指定線における振動の大きさ(単位:デシベル) |
| (略)   | (略)   | (略)                                      |

備考

一及び二 (略)

三 振動の測定方法は、日本工業規格Z八七三五に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

(一)から(四)まで (略)

七 (略)

別表第八から別表第十三まで (略)